秋田県公安委員会規則第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年2月24日

秋田県公安委員会委員長 塩 谷 國太郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則(昭和60年秋田県公安委員 会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第5中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則

昭和60年2月12日 公安委員会規則第2号

改正 平成2年12月公安委員会規則第6号

平成8年7月公安委員会規則第4号

平成11年3月公安委員会規則第1号

平成13年8月公安委員会規則第8号

平成16年10月公安委員会規則第9号

平成17年3月公安委員会規則第2号

平成17年9月公安委員会規則第12号

平成18年3月公安委員会規則第3号

平成28年3月公安委員会規則第1号

平成29年2月公安委員会規則第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する施行条例施行細則

(趣旨)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)の施行については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年秋田県条例第42号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(風俗営業の許可を行う住居地域)

第2条 条例第4条第1項第2号の公安委員会規則で定める地域は、別表第1のとおりと する。

(風俗営業の営業時間を延長する習俗的行事)

第3条 条例第5条第2項第4号の公安委員会規則で定める日及び地域は、別表第2のと おりとする。

(午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

- 第4条 条例第5条第3項の公安委員会規則で定める地域は、別表第3のとおりとする。 (店舗型性風俗特殊営業を営むことができる温泉地)
- 第5条 条例第11条第2号の公安委員会規則で定める地域は、別表第4のとおりとする。 (指定医)
- 第6条 法第41条の2の公安委員会がそのあらかじめ指定する医師は、精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18号第1項に規定する精神保健指 定医とする。

(特定遊興飲食店営業に係る保全対象施設)

- 第7条 条例第24条第2項の公安委員会規則で定める施設は、別表第5のとおりとする。 附 則
 - この規則は、昭和60年2月13日から施行する。
 - この規則は、公布の日から施行する。

附則 「平成2年12月28日 公安委員会規則第6号 この規則は、公布の日から施行する。 平成8年7月26日 附則 【公安委員会規則第4号】 この規則は、公布の日から施行する。 「平成11年3月5日 附則 公安委員会規則第1号 この規則は、平成11年4月1日から施行する。 平成13年8月3日 附則 公安委員会規則第8号 この規則は、公布の日から施行する。 「平成16年10月29日 附則 「公安委員会規則第9号」 この規則は、平成16年11月1日から施行する。 平成17年3月22日 附則 公安委員会規則第2号 この規則は、平成17年9月20日から施行する。 附則 [平成17年9月16日 公安委員会規則第12号 この規則は、平成18年3月20日から施行する。 平成18年3月17日 附則 公安委員会規則第3号 この規則は、平成28年6月23日から施行する。 附則 平成28年3月15日 公安委員会規則第1号 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月24日

【公安委員会規則第1号

附則

別表第1 (第2条関係)

市町村名	大 字	小字又は町
鹿角市	花輪	下中島のうち1番地2、7番地2、8番地1、8番地2、9番地から10番地24まで、12番地2、12番地4、12番地5、13番地2、31番地1から34番地21まで及び36番地から38番地まで堰向のうち1番地1から1番地52まで及び3番地1から3番地3まで八正寺のうち19番地1、19番地3、19番地4、19番地6から19番地14まで、19番地16から19番地22まで、19番地24から19番地26まで、19番地31から19番地44まで、21番地1から21番地9まで、22番地1、22番地8、22番地14から22番地19まで、29番地及び37番地
		城ノ下のうち74番地3、74番地5、74番地8、74番地37、74 番地38、74番地42、83番地1から83番地3まで及び84番地
	十和田 大湯	荒瀬のうち6番地3、8番地から9番地7まで、10番地1、10番地6、10番地7、11番地2、11番地9、12番地1、12番地8、12番地12、12番地13、13番地3、20番地2、20番地3、20番地6、21番地1、21番地2、22番地、22番地1、23番地から27番地1まで、27番地3、27番地5、28番地1、28番地2、29番地3及び56番地から58番地まで
大館市		三の丸のうち13番地17、13番地18、25番地、25番地1及び26番地 古川町のうち31番地6、32番地4、34番地1、34番地3、35番地から36番地2まで、37番地3、38番地1、38番地2、38番地4、38番地5、38番地9、38番地10、38番地12から38番地14まで、38番地19、38番地23、38番地29から38番地32まで、45番地6、45番地14及び45番地15鉄砲場23番地中城5番地8
昭和町	大久保	堤の上のうち30番地2、30番地5、30番地6、39番地1、40番地1、40番地4、40番地5、40番地10から40番地13まで、42番地1から42番地5まで、44番地1、44番地2、45番地

1、45番地5から45番地9まで、45番地13から45番地15まで、46番地1、46番地3、48番地1から48番地6まで、51番地1から51番地3まで、52番地2、52番地3、91番地22から91番地45まで、91番地101から91番地115まで、91番地123、91番地150、101番地、103番地1、110番地及び125番地から130番地まで

宮の前のうち108番地1から108番地4まで、108番地6から108番地8まで、110番地3、110番地6から110番地8まで、115番地1、115番地49、115番地50、122番地2、122番地4から122番地8まで、128番地1、128番地2及び128番地4小橋のうち1番地1から1番地4まで、2番地1から2番地8まで、2番地13、2番地14、2番地16、2番地18、2番地20から2番地22まで、3番地1及び3番地3

秋田市

飯島道東二丁目のうち36番地1、37番地1、37番地4から37番地7まで、39番地から40番地3まで、41番地2、41番地4、67番地1、67番地5から67番地7まで、70番地、71番地1、72番地、74番地、80番地3、82番地3、82番地6から82番地8まで、83番地、84番地1、146番地23、197番地1、198番地1、199番地1から199番地5まで、200番地、200番地2、200番地4、200番地5、200番地9、200番地10、200番29、200番地32から200番地48まで、200番地51から200番地53まで、200番地56、200番地60から200番地63まで、201番地2、201番地5、201番地9、201番地14、201番地17から201番地23まで及び201番地28から201番地31まで

飯島道東三丁目のうち1番地1から3番地6まで、4番地、 4番地3、5番地1、5番地3、13番地7、14番地4から15 番地9まで、21番地3、21番地4、22番地1から32番地2ま で、42番地1から48番地10まで、50番地3、50番地4、57番 地2から60番地まで、60番地6、61番地、186番地1、187番 地1、188番地、188番地2から192番地2まで、200番地、207 番地1から207番地6まで、207番地8、207番地10から207番 地14まで、207番地21、207番地22、207番地26、207番地27、 207番地29、211番地、212番地2、212番地4、213番地1か ら215番地まで及び216番地

山王五丁目のうち1番地から132番地2まで及び144番地から245番地まで川元開和町のうち1番地から54番地まで 川元山下町のうち10番地1から49番地まで、58番地から83番地まで及び89番地から99番地まで 牛島東四丁目のうち113番地1から123番地まで及び360番地から371番地2まで

牛島東五丁目のうち101番地1から102番地2まで、116番地1から116番地3まで、159番地及び161番地1から167番地14まで

牛島東六丁目のうち130番地から132番地2まで、163番地1 から166番地3まで、203番地2から209番地1まで及び219番 地1から226番地8まで

蓮沼のうち21番地1から23番地4まで及び88番地1から90番 地4まで

釣瓶町のうち139番地1から142番地4まで

堤敷のうち50番地1から55番地3まで

近藤堰越のうち19番地1から21番地4まで及び86番地1から 面 88番地2まで

土手下のうち2番地1から2番地5まで、18番地1から18番地27まで、23番地、24番地、40番地1から45番地3まで、58番地から96番地まで、99番地から104番地1まで及び108番地1から115番地まで

近藤堰添のうち108番地及び112番地8から112番地17まで

手形田中のうち168番地1から168番地15まで、173番地1から180番地7まで、329番地1から330番地5まで、330番地8、330番地9、330番地16、330番地17、331番地1から332番地3まで、358番地1、358番地3、359番地1、359番地2、360番地1から366番地6まで及び368番地から370番地15まで手形からみでんのうち110番地、112番地1から112番地3まで、121番地から128番地3まで、161番地1から162番地17まで、169番地3、170番地1から173番地1まで、173番地11から173番地13まで、219番地2、221番地3、221番地5、221番地6、221番地9、224番地1から224番地14まで及び227番地

旭川南町のうち2番地1から2番地4まで、8番地3から8番地17まで、23番地1から24番地5まで、28番地2、30番地14、37番地2、37番地3、37番地6から37番地8まで、37番地14から37番地16まで、42番地1、42番地3、43番地、51番地2、51番地30から51番地32まで、54番地5、58番地1、84番地から91番地まで、108番地3から108番地18まで、113番地2から113番地6まで、129番地18から129番地20まで、129

広 面

		番地22から129番地24まで、129番地30、129番地45、129番地46、129番地55、129番地62、129番地67、130番地3、135番地2、135番地5から134番地12まで、149番地17、149番地18、149番地20、149番地27、149番地30、149番地32、149番地37及び149番地40
	新藤田	大所のうち38番地5、38番地14から38番地23まで、44番地3、 44番地4、47番地5、49番地3、49番地16、49番地49、50番 地5及び51番地2
	手 形	扇田のうち1番地5から1番地7まで、1番地10から1番地12まで1番地15から1番地17まで、1番地20から1番地22まで、1番地25、1番地28から1番地32まで、1番地35から1番地37まで、1番地42、17番地1、17番地5から17番地8まで、18番地5から18番地7まで、18番地13、18番地27、23番地2、23番地3、24番地3から24番地7まで、42番地1、42番地3、42番地5から42番地8まで、42番地10、42番地11、42番地13から42番地17まで、44番地1から44番地4まで、45番地1、45番地2、46番地、47番地1、47番地2、48番地2、52番地2から52番地4まで、53番地、54番地及び55番地1から55番地10まで山崎のうち39番地1、39番地2、43番地1から43番地4まで、51番地1から53番地8まで、64番地1から66番地3まで、77番地1から53番地8まで、64番地1から90番地3まで及び148番地1から163番地3まで西谷地のうち162番地から189番地まで及び424番地から531番地まで
		東通仲町のうち17番地から31番地まで、55番地1から62番地まで、74番地から80番地まで、90番地から95番地まで、100番地から120番地まで及び289番地から308番地まで
大曲市		佐野町のうち171番地、172番地、172番地2、174番地、175番地、175番地2、177番地から181番地まで、183番地から197番地まで及び235番地から261番地2まで朝日町のうち635番地から671番地まで、711番地から722番地まで及び728番地から731番地まで
		西菅沢 中菅沢

角館町 岩 瀬 水ノ目沢のうち42番地、43番地1、43番地2、43番地4から 43番地7まで、43番地13から43番地17まで、45番地1から46 番地4まで及び56番地1

備考 この地域は、平成11年1月20日現在における不動産登記法(平成16年法律第12 3号)第35条に規定する地番区域及び地番をいうものとする。

別表第2(第3条関係)

日	地域
横手かまくらまつりの初日の翌日から最終日の翌日まで	横手市の地域
7月21日及び同月22日	秋田市の地域
能代七夕・ねぶながしの初日の翌日から最終日の翌日まで	能代市の地域
秋田竿燈まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで	秋田市の地域
8月6日から同月8日まで	湯沢市の地域
8月20日及び同月21日	鹿角市の地域
全国花火競技会の行われる日の翌日	大仙市の地域
9月8日から同月10日まで	仙北市の地域

別表第3 (第4条関係)

	地	域
	中通一丁目から六丁目まで 中通七丁目のうち1番、3番	及び5番から10番まで
	楢山字長沼のうち24番2、27	7番3及び214番2
秋田市		22番まで、529番及び532番 21番まで 28番まで 34番まで及び271番から277番まで 20番まで、251番から260番まで、385番
	南通り亀の町のうち1番から	112番まで、159番及び160番
		、135番1、135番4、136番3から136 、140番1、140番3、140番4、141番 ぶ521番から531番まで

旭北寺町のうち39番、40番、193番から195番まで及び197番

山王1丁目のうち6番、7番2、8番から21番まで、23番、24番、133番から135番まで、137番、138番1、138番2、140番、142番から144番3まで、146番及び148番 山王2丁目のうち68番から220番まで

備考 この地域は、平成11年1月20日現在における不動産登記法第35条に規定する地番 区域及び地番をいうものとする。

別表第4(第5条関係)

地

域

鹿角市八幡平のうち、字湯瀬及び字湯瀬湯端

鹿角市十和田大湯のうち、字湯の岱、字上の湯、字中田、字川原の湯及び字下 の湯

大館市十二所のうち、字町頭、字川代 、字上川代、字桑原及び字後田並びに大館市軽井沢字五輪岱

山本郡山本町森岳字木戸沢

男鹿市北浦湯本のうち、字草木原、字森下、字中里、字福の沢及び字水上川

別表第5(第7条関係)

 児 童 福 祉	施	設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、			
76		ル巴	叹	障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設		
						老人デイサービスセンター(深夜にサービスを提供して
老	人	福	祉	施	設	いるものに限る。)老人短期入所施設、養護老人ホーム、
						特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム